

<議事録>

令和6年度第1回
我孫子市いじめ防止対策委員会

日 時 令和6年6月4日（火曜日）
午後3時00分～午後4時30分

場 所 我孫子市教育委員会 大会議室

令和6年度第1回我孫子市いじめ防止対策委員会 <議事録>

1 開会 [事務局]

2 会議の公開について [事務局]

3 我孫子市いじめ防止対策委員会の設置について [事務局]

本委員会の設置要綱につきまして、確認いたします。

この要綱は『我孫子市いじめ防止対策推進条例』に基づいて、いじめ防止対策委員会の組織及び運営に関し、必要事項を定めています。なお、国のいじめに関する法律「いじめ防止対策推進法」を受けて、「我孫子市いじめ防止対策推進条例」が定められています。これらを受けて、各学校でも「学校いじめ防止対策基本方針」を作成しています。対策委員会は、委員12人以内で組織し、任期は2年となっています。対策委員会には、委員長及び副委員長1人を置きます。委員長には、教育長を、副委員長には、教育総務部長をもって充てることになっています。また、会議では、委員長が、議長となることが定められています。簡単ですが、設置要綱についての確認を終わりにします。

4 委員の紹介 [自己紹介] [事務局]

委員の任期は2年ですが今年度は委嘱2年目の年です。よろしくお願いいたします。

<委員長挨拶>

令和6年度がスタートして2ヶ月経ちました。4月中旬、市内の3つの小学校でノロウイルスが発生し学級閉鎖があったことで保健所が入り、その3校では消毒をするなどすごく迷惑をかけたなと思っております。小学校では5月中に運動会を行うことができよかったです。中学校に関しては修学旅行・林間学校が5月に一部の中学校が行きました。6月20日前後まで修学旅行等は続きますが、無事に今のところは行っていますので、今後も楽しくそして安全に過ごせればいいなと思います。

いじめにスポットを当てていきますと残念ながら我孫子市内でいじめの重大事態が、一昨年度は1件、昨年度は3件出てしまいました。これはあってはならないと思っておりますが、結果的には出てしまったことに、その後の措置というところで教育委員会も入りながら、また委員の皆様方にもご助言をいただきながら進めてまいりました。

今日、どちらかというところまでいた委員の皆様は、重大事態の報告がメインになります。昨年度の3つの事案で被害者となった子どもに関しては、現在学校に来られている状況ですから続けていければいいなと思っております。この3件はやはり学校の初期対応のまざさがありました。一生懸命やっているのはわかります。ただ組織的かどうかとなったときには、組織的ではなかったと思っております。それについては校長を交えて職員の方には伝えました。被害者の子どものことを考えたときには、もっとしっかりした対応ができたのではないかと思います。我孫子市の約600人いる県費負担教職員にもその旨の話をしておりますので、今後も起きないように努めていきたいと思っております。

本日の委員会ですが説明が多くなります。これまでの委員の皆様には重大事態のその後の状況を聞いていただき、忌憚のない意見をいただければありがたいです。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

5 いじめ防止対策の取り組みについて [事務局]

<事務局・小山>

(1) いじめアンケート様式について

小学校高学年と中学校用の「いじめアンケート」です。いじめアンケートは年に2回、無記名で行われています。なお、別に小学校低学年用、中学年用があり、それぞれの発達段階で理解できるような質問表記になっています。

いじめアンケート実施の目的は、

- ・児童生徒自身は、自分の悩みを打ち明ける場とする。自分を見つめ他者とのかかわりを考える場とする。
- ・学校は、いじめの実態をつかみ、対策の資料とする。
- ・教育委員会は、市内小中学生のいじめの全体像をつかみ、対策の資料とする。

と位置付けて、いじめの早期発見、早期対応に活用しています。

今年度から、小学校中学年以上については、「男女」の表記ではなく、()に自分で性別を記入するように変更しました。表記そのものをしないことも検討しましたが、学級担任がアンケートを回収する際や学校担当者が集計する際に、男女で分けることで、集計をまとめやすくするために、このように自分で書くことにしました。

また、問13につきましては、伝えたいことがある児童生徒がアンケートに書けるよう、伝えたいことがない児童生徒も今頑張っていることや、楽しいと思うことなどを書くように変更しました。伝えたいことがある児童生徒が、周りの目を気にして伝えられないことにならないように配慮しました。

(2) いじめアンケートによる認知の推移

アンケートでの〔問1 あなたは、今、いじめられていますか。〕という質問に「はい」と回答した数となっています。表の平成28年の小学校のいじめ認知数が平成27年の332件から522件に大きく増えていることがわかると思いますが、これは国のいじめ防止基本方針の「いじめの定義の観点」をもとに、学校が細かな視点でアンケートを実施し認知した結果によるものです。また、令和4年のいじめ認知数の減少は、コロナ禍以前に近いかたちで実施できた学校行事等が前年度より多くなり、体験的活動を通して子どもたちの自他理解や達成感、自己肯定感を味わいながら自己実現を果たせた場面が増えたのが要因の一つである、と考えられます。ただし、いじめ認知が多いことは決して問題ではなく、むしろ学校が機能している証拠でもあり、アンケートに頼らず積極的にいじめ認知をしていくことが重要です。

学校(担任)は「いじめアンケート」の集計後、教育相談などによっていじめを受けていると答えた児童生徒に話をきいていきます。事実を確認したのち相手の児童生徒を指導したり、学校職員で共通理解を図り、いじめられている子どもの見守りをしたりして、い

じめ解消に向けて取り組みます。いじめを認知したり、疑われたりする場合は校内の防止対策委員会を開催し、情報共有を図るよう指導しています。

教育委員会でも、各学校の状況を把握し、いじめ防止対策担当が学校を訪問して観察や聞き取り調査を行います。第三者の目で学校側に指導したり、助言したりして、いじめの深刻化を防いでいます。いじめアンケート後に市内全校を訪問していますが、学校からの要請をうけての訪問も行っています。

(3) インターネットや携帯電話についての調査結果

小学校の段階で、スマートフォンや携帯電話を半数以上の55%の児童が持っていると回答しています。そのうち51%の児童がスマートフォンを持っています。中学校になると、スマートフォンや携帯電話の所持率は92%、そのうちの94%がスマートフォンを所持しています。

平成30年第2回いじめアンケート集計結果では、スマートフォンや携帯電話を51%の児童が持っていると回答しています。そのうち約19%の児童がスマートフォンを持っていると回答していました。中学校では、スマートフォンや携帯電話の所持率は79%、そのうちの約70%がスマートフォンを所持していると回答していました。

令和3年度から一人1台端末の使用が始まり、子どもたちにとってさらに身近にインターネット環境に触れることができるようになりました。我孫子市では、配付されたタブレット端末を使用してのいじめの報告はありませんが、時代に合わせた広い視野を持ち、学校で起きているいじめだけでなく、全児童生徒の普段の生活の中にあるインターネット環境、情報化社会との正しい付き合い方について、児童生徒の悩みや思いを受け止めながら、実態を把握し指導していくことが大切であると考えています。昨年度は、生徒指導主任研修会においても、ネットパトロールについての講演を行い、児童生徒のSNS利用などの指導方法を研修しました。

(4) 今年度のいじめ防止対策に向けての取組

先ほど説明したいじめアンケートだけでなく、楽しい学校生活をおくるためのアンケートとして、我孫子市ではQ-U検査（WEBQU）を実施しています。

(5) Q-U検査を基にした「いじめ防止対策」の取り組み

この検査は、「学級満足度尺度」と「学校生活意欲尺度」の2つの尺度を基に、児童生徒の心の状態を把握します。どちらの尺度も高ければ、学級生活満足群に位置します。これらの児童生徒は、安心した学校生活を送れていると思われれます。逆にどちらの尺度も低いと、学級生活不満足群に位置します。特に低いところに位置すると要支援群となり、注意深く見守る必要があります。ここに位置する子は、周囲とのかかわりが消極的で、休み時間に一人で過ごすことが多いことや、時には悪口を言われたり、学級にいたくないという思いを持ったりしている、つまり、いじめや悪ふざけを受けていたり、学級の中で自分の居場所を見いだせなかったりしている可能性があると考えられます。このような検査により、児童生徒がおかれた状況を可視化して見つけることができます。

なお、年に2回実施予定で、1回目は6月、2回目は11月に各校で実施する予定です。また、この検査の結果を学校で有効に活用することができるよう、市教委主催のWEBQU研修会を6月に実施し、分析の仕方等を研修します。

意見交換

<川田委員>

保護者としてスマホの使い方について基本的にいわゆる成人を迎えるまでの子どもは、ある程度は親の管理下に置かれないといけないと思っています。欲しいから与えたというのは、確実に無責任すぎます。子どもが親御さんのクレジットカードを使って課金してしまった話は、親が悪いと思います。スマホも物自体はあなたのものだけでも、お金払っているのは親だからスマホの中身は見ますと子どもに伝えるべきです。きちんとご自身のお子さんに与えたものに対してどこまで目を向けていられるのか、与えたら与えたまま、見ると子どもが怒る、ではまずいでしょう。LINEでも何でも親が見ます、悪口一言でも書いていたら解約しますと、与えたのであれば親も確実に責任を果たさなければいけないと思っています。

<青木委員>

中学校が中学校内で部活でも何でもLINEは使いませんと保護者説明会で言ってくだったのでそういうトラブルはないのですが、スマホ上のトラブルは大人でもあることから子どもは絶対あるし、もっと直接的な交流をしてほしいので、今はほっとしています。トラブルを回避できるのであれば一緒に使ってみようかという感じです。周りを見てみると使い方が結構軽いなという印象があります。働いている親が増えている分、便利なものを使って、安全をとというのもわかりますが、それが本当に安全なのかはすごく疑問です。自宅に電話を置いて、必要なときにそれを使うとかやり方はあると思います。

<久米委員>

皆さんの意見すごく賛成で、生徒指導の先生たちにお話をさせていただくときに必ず、親は所有権を渡さないでください、と伝えていきます。子どもに携帯を渡しても、所有者は親です。親が見る権利はあります。だからプレゼントとして渡さないでくださいという話をしていきます。所有者を子どもにしてしまうと、子どもが自由に使ってもよくなってしまいます。条件を決めて、使用料がいくらでも1円でも超えたら解約するぐらい責任を持たないといけません。もちろん子ども部屋に持っていくことも禁止をして、やるんだったらリビングでやるようにする。友達と話しているのも、メールをするのも誰とやっているか、内容を見なくても、親が見ようと思えばいつだって見られるというのがわかっているので、隠れてコソコソはしなくなります。

しかし、もうすでに多くの子どもが持っている、持っていないことでいじめになるのであれば、持たせなくてはいけないんだとすると、きちっとルールを決めることだし、所有権を渡さないことは外してはいけないと思います。

それには、親も親だからいいにしないで、一緒にルールを守る、親も含めた家庭のルー

ルで子どもが本当に納得できるものを作っていかないとなりません。

<佐藤委員>

最初が本当に肝心です。後になってから変わっていくと子どもは卑怯だと感じます。最初にどんな目的で使うか、子どものうちから教えていく必要があると思います。今のスマホは何でもできてしまいますから、機能のうち何を使うかをはっきりさせないと、子どもは使えそうなものは何でも使ってみようと思います。危険なサイトがあって制限をかけても見られるものは見ようと思えば見られます。だからスマホを渡す目的が大切です。例えば親が子どもと連絡をとるためなのか、家族が会話をするためのLINEなのか、必要のないものは使わないこと、何のためにスマホを使うかの範囲を決めて、もしそれを守れないのであれば使わせないことです。部活動でLINEグループを作りましようと言われた時に、家族のルールとして親が決めたことだからグループに入れないと断る方が、自分の意思ではないと子どもは断りやすくなります。大人の都合にしてしまうことで、子どもを守れることもあると思います。

<熱田委員>

スマホの使い方について、子どもをコントロールできる家庭がどれだけあるのか、難しい家庭も多いのではないかと思います。7割ぐらいの家庭が、子どもに自由にどうぞと、子どもにスマホを与えていたら厳しいです。だから学校でスマホの危険性やルールについて、特にまだ持っていない子どもが多い小学校のうちからやっていく必要があると思います。今でも授業で取り組んでいるとは思いますが、さらに教育の一環として位置付けて組織的に、今よりも時間数を増やすなどが必要ではないでしょうか。

<久米委員>

我孫子市の小中学生を主に3学期に薬物乱用防止教育と関連させて依存症予防教育の講座を開かせていただきました。その前後にアンケート調査をさせていただいたときに驚いたのは、ノンアルコール飲料を多くの子どもたちがもう既に口にしている、小学生たちも実は飲んでいることがわかりました。まだ調査の分析中なのですが、ノンアル飲んだことある？みたいに聞くと、あると学年が低い小学生ほど言ってくれます。ノンアルコールはアルコールが0.00%ではなくて、ほんの少しは入っているんだよと伝えています。特にお正月とかお盆とかたくさん大人の大人が集ったときに大人にすすめられて飲んでいることが多いようです。大人がいいよみたいな感じでどうやら子どもに渡しているんですね。でも、厚生労働省は年齢が小さければ小さいほど飲まないことが望ましいとしています。親がそれを知っていなくて、アルコールが体の中に入ったときに、アセトアルデヒドっていう猛毒に変わり、大人は臓器ができていますのでそれを分解することができますが、二日酔いになるのは毒が脳に回っているからです。子どもたちは臓器ができていないので、子どもたちが大人になったときにどんな害が出るのかわかりません。

スマホもアルコールも子どもと保護者が一緒に話を聞く講演会を年に1回でも行い、危険性を親にも伝えて、同じ言葉で同時に子どもにも伝えていくことが必要ではないかと思

います。

<事務局・佐藤>

(6) いじめ防止対策担当の取組

私の主たる取り組みは、市内全小中学校への巡回訪問を柱としたいじめ防止対策を行っています。実際の児童生徒や学級の雰囲気を観察し、いじめの兆候の有無や学級集団の雰囲気を把握して、先生方との情報交換やアドバイスを行っています。

学校訪問では、特に次の2項目について観察します。一つ目は子どもの様子です。観点としては資料にある通りですが、今日は観察していて実際の様子を報告いたします。まず、子どもの表情ですが、硬い表情や暗い表情、うつむいている子、キョロキョロして落ち着かない子などが心配です。授業とは別のところに思いがあり、悩み等が表情に表れているのではと気にかかります。学習への集中ですが、多いのが文具での手遊びで、シャープペン・消しゴム・定規などを使っています。学習への興味のなさやわからないなど学力の低下が気になります。中には手の親指と人差し指に唇を描き、腹話術のように遊んでいる子もいました。周囲との関わりでは、英語で会話の練習をする際、ペアを組めずにいる子がいます。一人目は先生が促しできるのですが、その後が続かないでウロウロしている子です。社会や理科の授業では、グループの一步外側に位置する子がおり、発言をしないで、周りも発言を求めない様子があり、輪に入れない子が心配です。

休み時間の行動、痣や傷については、一人行動で何をするのではなく教室内や廊下をフラフラしている子。また半そで・ハーフパンツが多くなり、アトピー性皮膚炎など赤味が目立つ子や虫刺されの痕などがいくつもある子が目に入ります。そのことをからかわれるのではないかと心配な面があります。休み時間に4名の女子がグループでわいわい楽しそうにしていました。その輪の一步外側に一人の女子がつかず離れず行動していました。でもどう見てもグループの一員という雰囲気ではありませんでした。以前、久米委員が、一緒に行動していても心の内は別で、とりあえず一緒に行動する学生がいるというお話をされたことを思い出しました。ちなみにその女子児童は終始笑顔でした。無理に笑顔を作っているのではと、余計に心配になります。

二つ目は環境や状況についてです。机の上、机の中、机の周囲、学習用具では、プリント類が乱雑に入っていてごみが散乱しているなど整頓ができない子は、馬鹿にされるなどのトラブルが心配されます。また使用したティッシュを机の上に置きっぱなしの子がおり、「ばい菌扱い」が心配されます。教室の掲示物、廊下掲示物では、班の紹介ポスターなどで「スリラー班」という班があり、刃物が描かれていて、なおかつ赤色で血と思われるものが描かれていました。写真については、学期初めの写真などで下を向いている子や隣の子と距離感がある子は友達関係が心配されます。また、靴下が左右違う子がいて、ネグレクトなのかファッションなのかそれとも無頓着なのかわからない。たとえば、色違いならファッションであえて組み合わせを変えて履いている子もいるようです。しかし、左は下地が黒、ライン青。右は下地がグレー、ラインが黄の子がいましたが、教頭先生に聞いたところ、ネグレクトなど家庭が心配と言っていました。他の子がいないところでそっと聞いてみるとか、さりげない見守りが必要だと考えています。

1学期ですが、特に発達特性を持った児童生徒やグレーゾーンの児童生徒がトラブルやいじめの対象になりやすい傾向にあり、早期把握に努め、学校や教育相談センターと共有し対応していきます。今、相談センターでは1年生と特別支援に関わる子中心に学校を巡回しています。中学校では、部活動での活動状況や人間関係などを観察する予定です。

学期末から夏季休業中に、いじめアンケートやWEBQU検査の結果を分析し、要支援状態が続いているなど、特別に心配される児童生徒について学校と連絡を取り合い、防止や変化の対応に努めていきます。

2学期・3学期は、いじめアンケートで未解消の児童生徒を把握し、訪問して状況を聞き、該当児童生徒を直接観察して、対応を相談・アドバイスします。またその後も継続的に把握・共有していきます。

WEBQU検査では、結果資料を分析し、令和4年度からの「孤立感を持つ子」の増加傾向を視点の一つとして、学校訪問を行い、直接児童生徒を観察したうえで、対応策等を共有していきます。

また、教育相談センター、子ども相談課、児童相談所、警察との連携を図っていくことは常に考えています。

<事務局・小山>

(7)小中一貫教育基礎カリキュラム情報モラル教育

情報モラル教育については、一人1台のタブレット端末の配付により、ネット環境への安全な接続など、今後様々な指導を更に強化する必要があります。スマートフォンの所持率も急速に高まっていることから、SNSの利用の仕方について、マナーやモラルの側面だけでなく、肖像権や著作権、また具体的なケースを用いて人権侵害などについても学習していく必要があります。学校からも児童生徒だけでなく、保護者も交えてSNS利用等についての講演の相談や依頼をいただくことが増えました。生徒指導主任のみならず、少年指導員の研修でもSNS利用やネットパトロールをテーマに取り上げて取り組んでいます。

(8) いじめのサインチェック表 学校編・家庭編

いじめのサインチェック表は、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにするために、教職員の研修等で使用します。子どもの些細な変化に気づくスキルを教職員が身につけなくてはなりません。家庭と連携して見守ることが重要と考えますので、家庭編については、保護者会等で保護者に説明し、家庭との協力体制を構築していくために配付、説明を行うよう学校に指導しています。

(9) 児童生徒の悩み相談ホットライン

教育相談センターでは、専門の相談員がおります。電話やメールにて相談できます。いじめに限ったことだけでなく、学校生活や家庭生活上の悩みを何でも相談できる体制を整えています。

(10) 心の健康観察「心の天気」の導入

最後に、6月より市内全小中学校において、一人1台端末を活用した「心の健康観察」を始めました。朝と帰りの2回、自分の気持ち（天気マーク）を入力することを通して気持ちの移り変わりを把握します。くもりや雨が多い場合には、教師が声をかける等、不登校やいじめ防止の対策の一つになればと考えます。

6 重大事態の経過報告 [事務局]

(重大事態について、概要・学校の対応・児童生徒や保護者の様子についての報告)

意見交換

<川田委員>

子どもの口から乱暴な言葉が出るっていうのはどういう家庭環境にいるのかと心配になります。子どもたちだけではなくて親もそうですし、日本全体の心が貧しくなっているような気がします。テレビで取り沙汰されている SNS とかの誹謗中傷で捕まるのも結局全部大人で、大人の心が荒んでしまっていることにも繋がっていると思います。親御さんが常にこういう言葉を使っていないと子どもがこういうことは言わないと思います。

また、噂って本当かどうかは関係なく、子どもには広がってしまいます。僕らが子どもの頃でも多分そういう噂は広がってしまったと思います。結局謝っても、また続けているとなってしまうとやっぱりこの子どもたちの気持ち自体がこれから先ちょっと怖いと思います。被害にあった子どもは多分トラウマになっているのでそのトラウマをどのように解消してあげられるのか不安なところです。大人になっていくにつれて忘れてしまい楽しくやっていけばいいですが、トラウマを抱えたままだと、進学しても多分変わらないと思うので、どうしてあげていいのか僕は正直わかりません。学校の先生方にもそうですしその女の子に対してやっぱりちょっとどうなんだろうっていうのを見ておいてあげないと多分またやると思うんでちょっと気にかけてあげてほしいなと思います。

<事務局・川本>

先ほどの久米委員のお話からもありましたが、スマホで何でも見られる状況でありますので、言語環境の乱れというのはこの子だけではなく、多くの家庭で影響が出ているかもしれません。学校ではそういった言葉を使っていることに関して指導していますし、小学校ではチクチク言葉をやめようねと、人の心にチクチクするような言葉については指導していただいています。ただ、継続的にやっていくべきだと考えています。ただ、学校だけでは難しいので保護者会などで啓発していくことを続けていかなければならないと思います。先ほどの携帯の話にも繋がる場所ではないかと感じています。またしてしまうかもしれないところですが、十分な指導をやっておりますが、保護者と相談して対応できるように学校と連携しています。やはり大人が被害児童生徒も、加害児童生徒も守ることが重要です。加害児童生徒には同じことを起こさせないということを学校はもちろん家庭と地域など様々な人が関わっていかなくてはなりません。

<丸委員長>

いじめがあった時には、被害側・加害側の保護者に事実は全て伝えていきます。子どもたちの継続的な見守りもしていますが、管理職に加害児童生徒の様子を確認すると、内面的な成長が見られると報告を受けています。

今回の委員会で、スマホの所持率が高いということが出ましたが、学校では使用の仕方について指導していますが、保護者にも定期的に啓発していかなければなりません。

また、子どもが出すサインを見逃さないことが大切です。学校はもちろん保護者にも「サインチェック表」を活用して、子どもをよく見てもらうことを徹底していかなければなりません。いじめは人権問題です。絶対にあってはなりません。自分がされて嫌なことは人に絶対にしないという指導をしていくことです。

7 諸連絡 [小山]

第2回いじめ防止対策委員会は10月30日（水）、第3回は2月25日（火）15時から、今回と同じく教育委員会大会議室で行う予定です。

8 閉会 [事務局]